

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和6年度（繰越）やんばる世界遺産センター外構整備工事
2. 工事場所：沖縄県沖縄県国頭郡国頭村比地 263-1
3. 工 期：令和 8 年 3 月 31 日まで
4. 工事内容：やんばる世界遺産センターにかかわる外構工事
舗装、管理施設、植栽、サイン、越流対策
外灯設備、給排水設備、雨水排水設備

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- ☒ (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ☒ (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- ☒ (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- ☒ (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）
- ☒ (5) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)
- ☒ (6) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)
- ☒ (7) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)
- ☒ (8) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版)

IV .特記事項

1. 地域事項の概要

- ☐ (1) 自然公園法による地域地種区分 一公園一地域（地区）
- ☐ (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- ☐ (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- ☐ (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- ☐ (5) 森林法による保安林
- ☐ (6) 海岸法による海岸保全区域
- ☐ (7) 砂防法による砂防指定地
- ☐ (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- ☐

☐

2. 一般共通事項

- ☒ (1) 工事完成図のサイズは（☐A1、☒A3、☐ ）とする。
- ☒ (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（☒必要、☐不要）とする。
- ☒ (3) 工事写真は、（☒A4 版、☐ 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- ☒ (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- ☐ (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ☐ ①各種積算の取組：
- ☒ ②積算補正：週休 2 日補正 現場閉所 週単位（完全週休 2 日(土日)）
- ☐ ③調査対象工事：
- ☐ ④余裕工期の設定：

(2) 工程関係

- ☒ ①影響を受ける他の工事
 - a. 工事名・発注者：
 - 令和 6 年度（繰越）やんばる世界遺産センター化改修工事（建築）
沖縄奄美自然環境事務所
 - 令和 6 年度（繰越）やんばる世界遺産センター化改修工事（展示）
沖縄奄美自然環境事務所
 - （仮称）令和 6 年度（繰越）やんばる世界遺産センター作業事務所新築及び研究棟 1 階改修工事
沖縄奄美自然環境事務所
 - b. 制約内容：搬入路・資材置き場等の共用、仮設事務所と施工箇所との調整等
- ☐ ②自然的・社会的条件による制約
- ☒ ③関連機関との協議による制約
 - ・【国頭村景観条例】（変更） 国頭村景観計画区域内行為変更届出書の提出
 - ・【沖縄県河川法】 排水管接続に伴う河川敷占用・工作物設置許可申請書の提出
 - ・【国頭村法定外公共物】 越流対策に伴う水路の作業届の提出
- ☐ ④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

- ☐ ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

(3) 用地関係

- ☐ ①用地の取得未了
☐ ②保安林解除や用地規制等
☐ ③官民境界の未確定部分
☒ ④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

- ☒ ①自然環境及び景観等保全のための制約
・盛土材の外来植物対策
・搬入植栽の外来種対策
☐ ②公害防止のための制限
☐ ③水替、流入防止施設
☒ ④濁水、湧水等の特別処理
・【沖縄県赤土等流出防止条例】届出は不要
ただし、現場からの赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずること
☐ ⑤事業損失懸念

(5) 安全対策関係

- ☐ ①交通安全施設等の指定
☐ ②交通誘導警備員の配置
a.対象要因： b.対象箇所：
c.対象期間： d.その他
☐ ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
☐ ④防護施設等
a.必要な防護施設： b.危険要因：
c.対策内容： d.対象工種：
e.対象期間： f.その他：
☐ ⑤保安設備及び保安要員の配置
☐ ⑥発破作業等の制限
☐ ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
☐ ⑧高所作業の対策
☐ ⑨砂防工事の安全確保対策

(6) 工事用道路関係

- ☐ ①一般道路の搬入路使用
☐ ②仮道路の設置
☐ ③工事用道路の使用制限

(7) 仮設備関係

- ☐ ①他の工事に引き継ぐ場合
☐ ②引き継いで使用する場合
☐ ③構造及び施工方法の指定

- a.対象物： b.存置期間：
c.規模・企画・数量等： d.施工方法：
e.その他：
- ☐ ④設計条件の指定
a.対象物： b.設計条件：
c.その他
- ☐ ⑤除雪
- (8) 建設副産物関係
- ☒ ①建設副産物情報交換システムの活用
監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。
- ☐ ②建設発生土情報交換システム登録対象
受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。
- ☒ ③再生資材の活用の明示
a.資材名：再生クラッシャーラン b.規格：RC-40
c.使用箇所：舗装路盤、構造物基礎 d.その他：
- a.資材名：アスファルト合材 b.規格：再生密粒度(20)ゆいくる材
c.使用箇所：アスファルト舗装 A～C d.その他：
- ☒ ④建設リサイクル法対象工事
a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 □有 ☒ 無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
基礎	仮設工事 □有 ☒ 無	□手作業、 ☒ 手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 □有 ☒ 無	□手作業、 ☒ 手作業・機械作業の併用

本体付属品	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業、 ☒ 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業、 ☐ 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	つは山環境	国頭郡大宜味村津波
アスファルト・コンクリート塊	つは山環境	国頭郡大宜味村津波

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

☒ ⑤建設発生土の受入地への搬出

a.搬出箇所・距離：つは山環境(15km) 、アイ・アール(70km)

b.受入地名：国頭郡大宜味村津波、うるま市具志川

c.受入条件：

d.その他：

☐ ⑥建設発生土の他工事への搬出

a.搬出箇所・距離：

b.受入地名：

c.受入条件：

d.その他：

☒ ⑦他工事からの建設発生土利用

a.他工事情報：国頭村発注工事 b.受入条件：

c.受入時期：国頭村と発注者との協議による

d.その他：土質区分判定のための調査・試験を実施し品質の可否を確認の上で、
締固め試験を実施し得られた値の 90%以上の締固めを施す。

☐ ⑧土壌汚染対策法の届出

(9) 工事支障物件関係

☐ ①占用物件等の工事支障物件

(10) 薬液注入関係

☐ ①薬液注入

(11) 現場環境改善費（旧イメージアップ経費）

☒ ①率計上内容

a.仮設備関係

☒揚水・電力等の供給設備、☐緑化・花壇、☐ライトアップ施設

☐見学路及び椅子の設置、☐昇降設備の充実、☒環境負荷の低減

b.営繕関係

- ☒現場事務所の快適化、☐労働者宿舎の快適化
- ☐デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
- ☐現場休憩所の快適化、☐健康関連設備及び厚生施設の充実等

c.安全関係

- ☒工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（警報機等）
- ☐盗難防止対策（警報機等）、☐

d.地域とのコミュニケーション

- ☐完成予想図、工法説明図、☒工事工程表
- ☐デザイン工事看板（各工事 PE 看板含む）
- ☐見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- ☐見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- ☐パンフレット・工法説明ビデオ
- ☐地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、☐社会貢献

☐ ②積上計上内容：

(12) その他

☐ ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

- a.資機材の種類： b.数量：
- c.保管・仮置き場所： d.期間：
- e.保管方法： f.積込・運搬方法：
- g.機械の分解・組立等ある場合の回数：
- h.その他：

☐ ②工事現場発生品

- a.品名・数量： b.再使用の有無：
- c.引き渡し時期・場所： d.品質検査：
- e.運搬方法・費用： f.その他：

☒ ③支給品・貸与品側

- a.品名・数量：赤瓦(支給品) b.規格等：170×210×t20
- c.使用場所：歩道縁石 d.積算条件：現場支給
- e.引き渡し場所：現場 f.返済方法等：
- g.その他
- a.品名・数量：鋼製グレーチング(支給品) b.規格等：400×600 2枚
- c.使用場所：側溝蓋 d.積算条件：現場支給
- e.引き渡し場所：現場 f.返済方法等：
- g.その他

☐ ④新技術・新工法・特許工法の指定

- a.工法名称： b.施工場所：
- c.施工条件： d.NETIS 番号：
- e.その他：

☐ ⑤指定部分の引き渡し

- a.指定部分： b.引き渡し日：
- c.その他
- ☐ ⑥部分使用
- a.使用箇所： b.使用条件：
- c.使用期間：
- ☐ ⑦給水
- a.関係機関名： b.協議時期：
- c.取水箇所： d.取水時期：
- e.取水方法： f.その他：
- ☒ ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
- ☒ 可 設置条件：他工事との調整を図ること
- ☐ 不可 想定休憩場所等：
- ☐ ⑨監督職員事務所の設置
- a.場所： b.規格：
- c.設置期間： d.備品・設備等：
- e.その他：
- ☒ ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
- a.工事用水：☒利用できる（☒有償、☐無償）、☐利用できない
- b.工事用電力：☐利用できる（☐有償、☐無償）、☒利用できない
- ☒ ⑪資材置場や作業場等
- a.場所：場内の空地（駐車場等） b.期間：工事期間中
- c.制限内容：他工事との協議・調整を要する d.その他

4. 土工

- ☒ (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- ☒ (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- ☒ (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。
- (☐図示： 、☒ 植栽地全般)
- ☒ (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- ☒ (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
- 条件
- ・盛土法面に、土中に混入する外来植物対策として土壌処理を行う。
 - ・土壌処理方法としては、薬剤（土壌処理型粒状除草剤）の散布を想定し、農林水産省登録製品（普通物）を使用する。
 - （フルボキサム・ブロマシル粒剤同等品）

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- ☒ (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
異形鉄筋	SD295A	D10	構造物基礎

- ☒ (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。

☒ ①重ね継手：部位（基礎）、径（D10）

☐ ②ガス圧接：部位（ ）、径（ ）

☐

- ☐ (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。

（☐超音波試験、☐引張試験）

- ☒ (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所
21	8	構造物基礎
18	8	コンクリート舗装

- ☒ (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所
18	8	均しコンクリート

- ☒ (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	構造物基礎、無筋コンクリート
高炉セメント	
フライアッシュセメント	

- ☒ (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- ☒ (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。

（☐ JIS マーク表示品以外全て、☐ ）

- ☒ (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。

- ☒ (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限

は監督職員と協議のうえ決定する。

- ☒ (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
- ① 薬剤指定：☒有（ACQ、CUAZ-3）、☐無（条件： ）
- ② 性能区分：☒JAS：K3相当 、☐AQ：
- ☐ (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- ☐ (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- ☐ (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- ☐ (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- ☐ (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（☐ 1/2、☐ ）とする。
- ☐ (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
- （☐ 人工乾燥処理： %、☐ 天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ☒ ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ☐ ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ☐ ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ☐ ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
- a.荷積み地予定地：☐図示、☐
- b.荷積み地の整備：☐要（☐コンクリートパネル設置、☐ ）、☐不要
- c.荷卸し地の整備：☐要（☐ジャンプ台設置、☐伐倒・刈払い）、☐不要
- d.夜間繫留ヘリポート：☐有（☐図示、☐ ）、☐無
- e.運搬距離：片道水平距離： （m）、積み卸し地点間の標高差： （m）
- f.運搬資材：☐コンクリート・骨材等のバケット詰資材、☐鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

- ☐ (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- ☒ (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
☒ (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。

防腐処理：☒有・☐無

②防腐処理方法：加圧注入処理（ACQ、CUAZ-3 処理）

- ☒ (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

① 客土(目土)材：砂質土（やんばる地域材）

- ☒ (4) 搬入する植栽は、外来種混入対策を行う。

・現場搬入前に圃場にて、スミチオン乳剤(1000 倍希釈)を散布する。

根鉢は十分に薬液を含侵させる。

現場搬入前の 2 週間以内に散布する。

・植栽後、根鉢上部にオルトラン粒剤を施用する。

・処理数量は図記による

10. 施設整備

- ☐ (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

- ☐ (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：

- ☒ (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

- ☒ (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するのは、以下のとおりとする。

① 施設種類：アミダキ柵・自転車ラック・屋外施設名称サイン・屋外ピクトグラムサイン・屋外展示サイン